

改正法施行後の建築確認申請のポイント

～木造2階建て住宅の解説～

令和7年8月



一般財団法人

宮城県建築住宅センター

目次

➤ 確認申請図書の変更概要

- 1) 提出図書の合理化
- 2) 図書別の変更点
- 3) 構造関係規定について
- 4) 省エネ基準について

➤ よくある質問

各出典：国土交通省（改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組み工法）等の確認申請・審査マニュアル）
国土交通省（建築基準法・建築物省エネ法 改正法制度説明資料）

確認申請図書の変更概要

1) 提出図書の合理化



(1) 仕様表-2 チェックリスト		
根拠条文	番号	明示すべき事項
構造コンクリートブロック造の壁 (法第20条、令第3条第4節の2) (構造詳細図から転記)	1-12	☐ 壁の寸法、構造方法、基礎の埋入深さ並びに材料の種別及び寸法
		☐ 柱壁の材料の種別及び構造方法
		☐ 鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
法第22条区域内の建築物の屋根 (法第22条) (耐火構造等の構造詳細図から転記)	1-13	☐ 屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法
法第22条区域内の建築物の外壁 (法第23条) (使用建築材料表から転記)	1-14	☐ 主要構造部 (外壁及び軒裏) の材料の種別
シックハウス等対策 (法第28条の2) (使用建築材料表から転記)	1-15	☐ 内装の仕上りに使用する建築材料の種別
	1-16	☐ 換気設備の構造
		☐ 天井裏等の種別
昇降機以外の建築設備 (法第36条、令第129条の2の3第2号) (構造詳細図から転記)	1-17	☐ 昇降機以外の建築設備の構造方法 (給湯器等)
給排水設備配管 (法第36条、令第129条の2の4) (配管設備の使用材料表から転記)	1-18	☐ 配管設備に用いる材料の種別



確認申請図書の変更概要

1) 提出図書の合理化

改正法制度説明資料 P13

構造計算により構造安全性を確認するもの

共通

- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 床面積求積図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 地盤面算定表
- ・ 構造詳細図

- ・ 基礎伏図
- ・ 各階床伏図
- ・ 小屋伏図

構造関係（令3章2節、3節）

- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 構造詳細図
- ・ 使用構造材料一覧
- ・ 基礎・地盤説明書
- ・ その他適合審査に必要な図書

- ・ 基礎伏図
- ・ 各階床伏図
- ・ 小屋伏図
- ・ 2面以上の軸組図

仕様規定のみで構造安全性を確認するもの

共通

- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 床面積求積図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 地盤面算定表
- ・ 構造詳細図

(添付省略)

構造関係（令3章2節、3節）

- ・ 各階平面図
- ・ 2面以上の立面図
- ・ 2面以上の断面図
- ・ 構造詳細図
- ・ 使用構造材料一覧
- ・ 基礎・地盤説明書
- ・ その他適合審査に必要な図書

仕様表等

※

- ・ 法チェック
- ・ 給排水衛生図
- ・ 電気設備図
- ・ 省エネ基準

※

- ・ 壁量計算
- ・ 四分割法判定
- ・ N値計算

確認申請図書の変更概要

1) 提出図書の合理化（仕様表）

確認申請審査マニュアルP28～30

2-2 確認申請図書の作成例

(1) 仕様表・1

仕様表作成のねらい

ここでは、1（3）に示した、新築の木造一戸建て住宅（軸組構法）に基づいた仕様表の記入例を示します。個々の設計の内容により必要に応じて追加・削除することを想定しています。また、フォーマット自体もあくまで参考であり、状況に合わせて他の図面に情報を記載したり、特記仕様書等に代えたりすることも考えられます。

項目	仕様	備考
1-10	1-11	仕様表
1-1	1-2	1-3
1-4	1-5	1-6
1-7	1-8	

28 第2巻 確認申請図書の作成例

2-2 確認申請図書の作成例

(1) 仕様表・2

項目	仕様	備考
1-12	1-13	1-14
1-15	1-16	1-17
1-18		

30 第2巻 確認申請図書の作成例

○作成目的⇒**構造図面添付省略**

- ・基礎伏図、各階床伏図
- ・小屋伏図、2面以上の軸組図

※構造耐力上主要な部分である部材の寸法、種別等を記載

記載例)

- ・構造部材（使用構造部材、基礎）
法第20条、令第37条、38条
- ・木材の品質、防腐措置
法第20条、令第41条、43条
- ・使用建築材料
法第37条
- ・給排水配管設備に用いる材料
令第129条の2の3、129条の2の4



確認申請図書の変更概要

2) 図書別の変更点 (平面図)

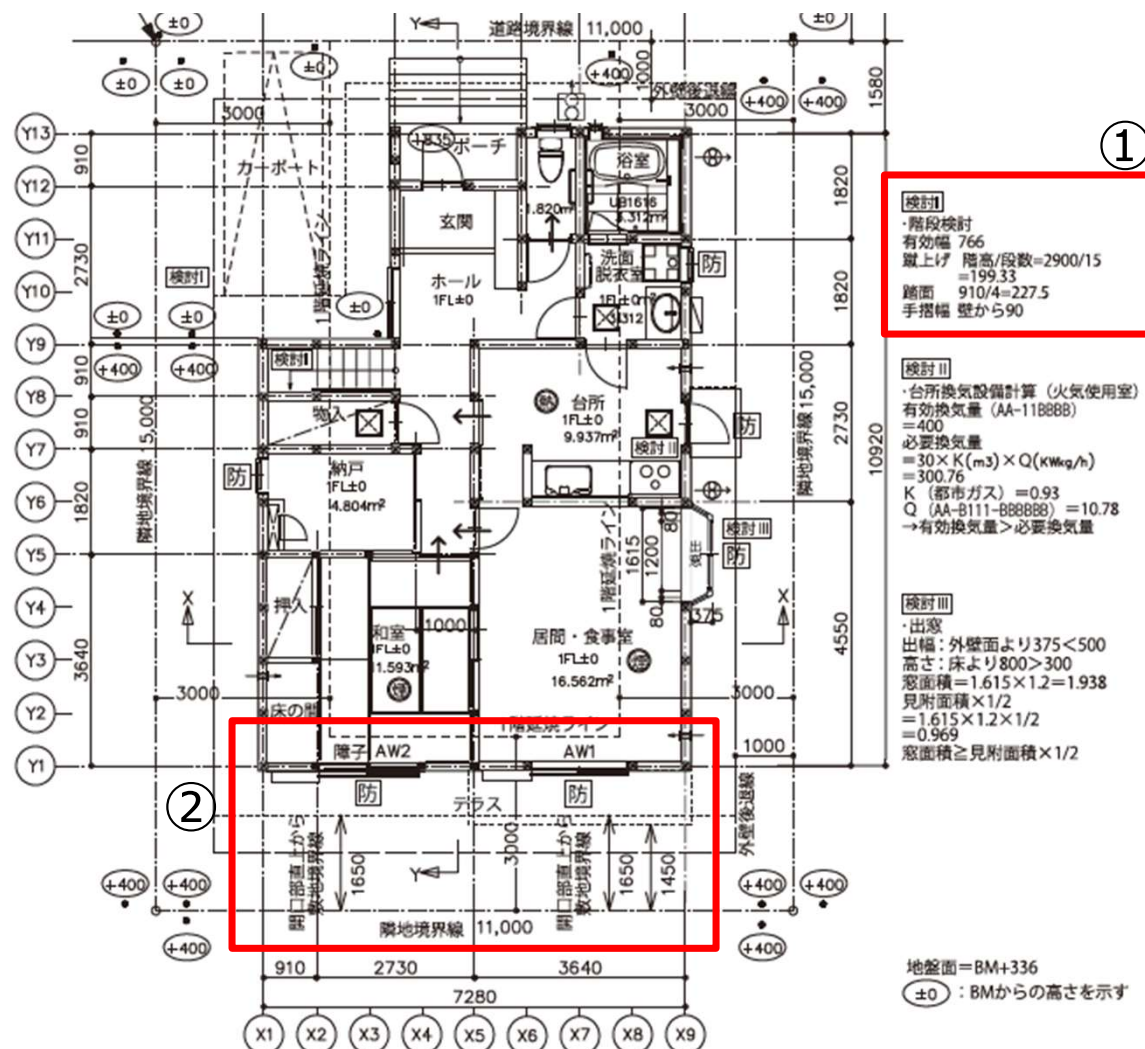
① 階段の各寸法

蹴上、踏面、有効幅、**手すりの出幅**

② 採光検討に用いる開口部

- ・ 有効開口面積 (建具表、呼称等)
- ・ 採光補正係数算定における水平距離D

確認申請審査マニュアル P34



確認申請図書の変更概要

2) 図書別の変更点 (立面図)

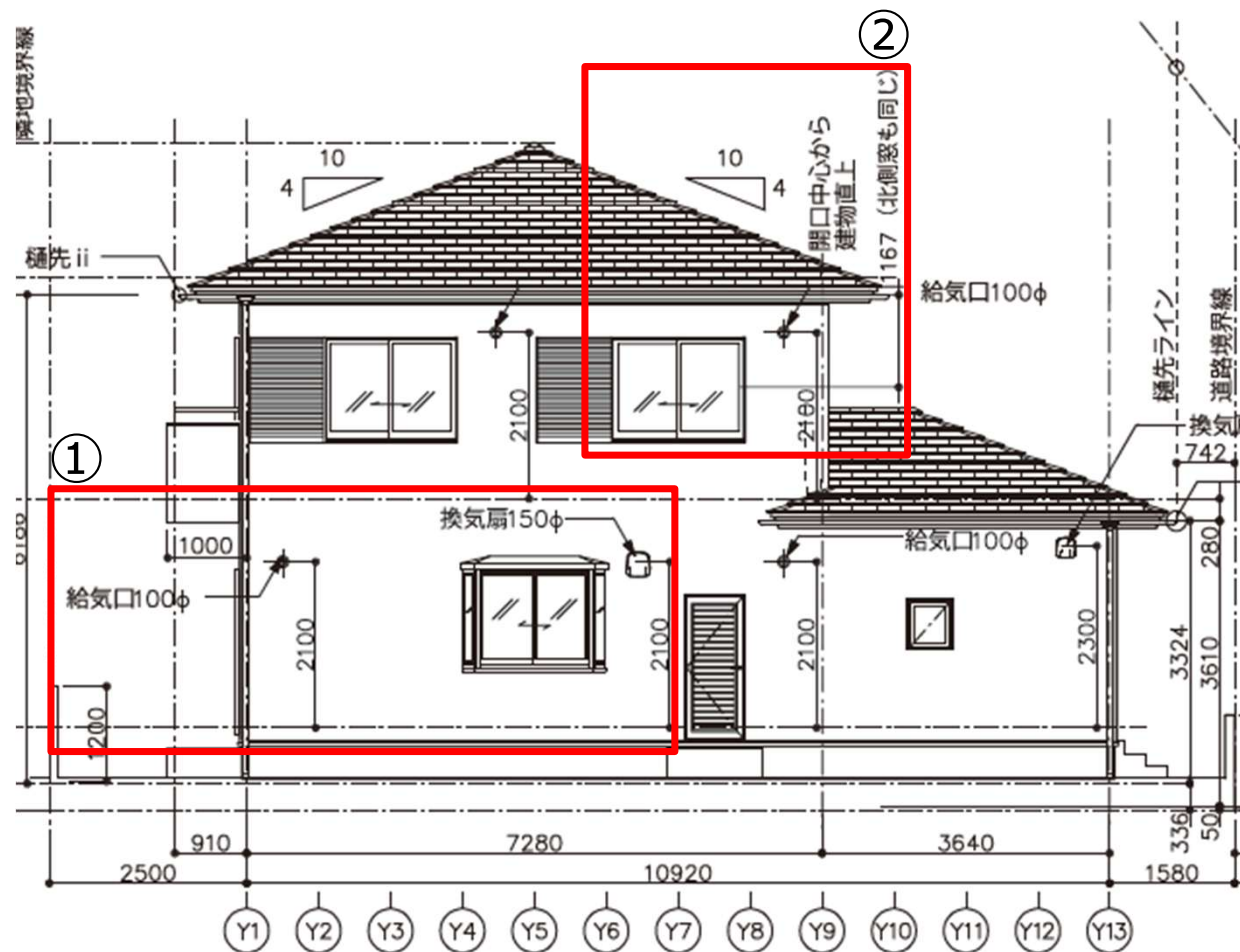
① 給排気口若しくは給排気機の位置

設置高さ

② 採光検討に用いる開口部

- ・有効開口面積 (建具表、呼称等)
- ・採光補正係数算定における垂直距離H

確認申請審査マニュアル P36



確認申請図書の変更概要

確認申請審査マニュアル P38

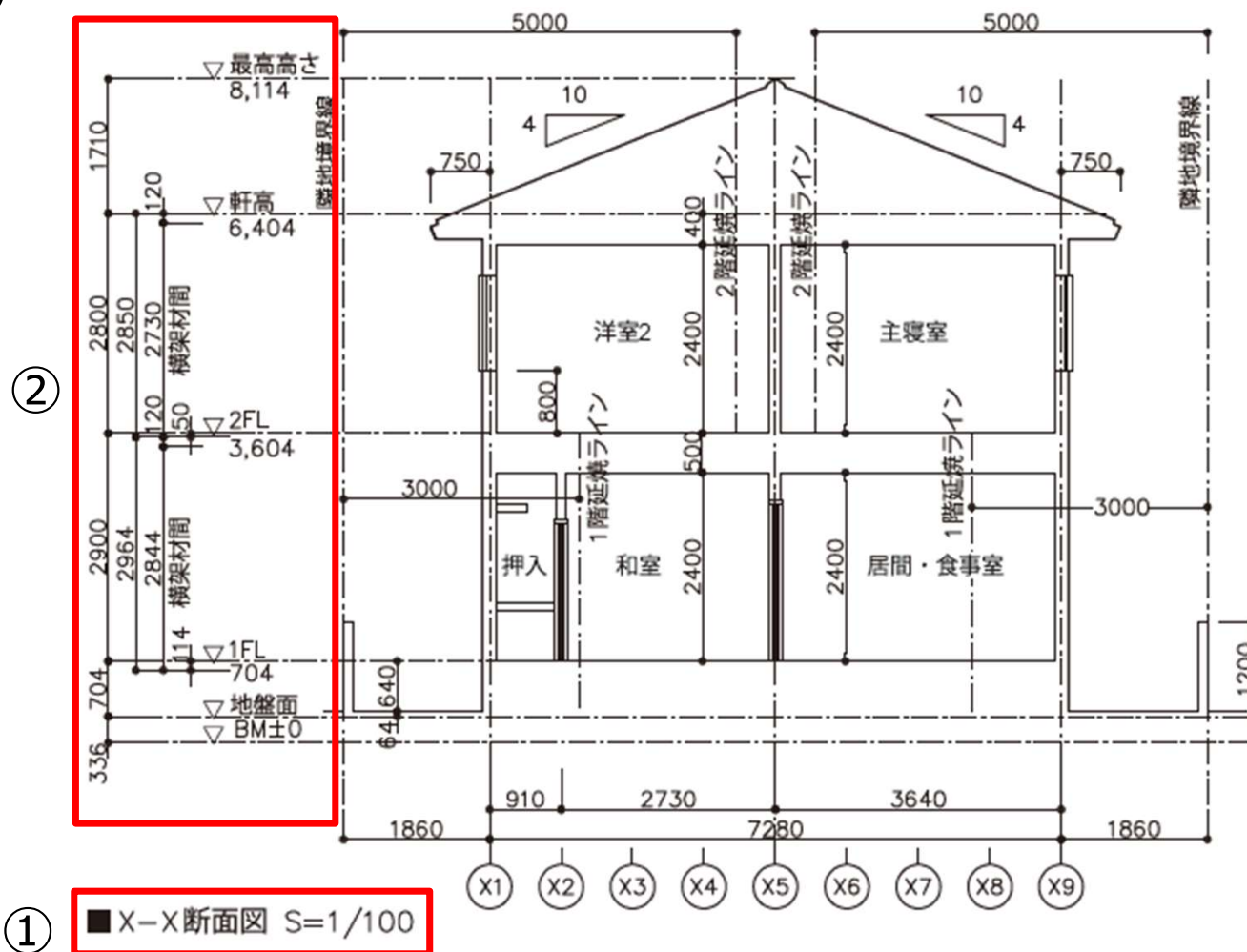
2) 図書別の変更点 (断面図)

① 2面以上の添付

記入例は右図を参照

② 横架材間距離、階高

表計算ツール等の入力項目



確認申請図書の変更概要

確認申請審査マニュアル P42～43

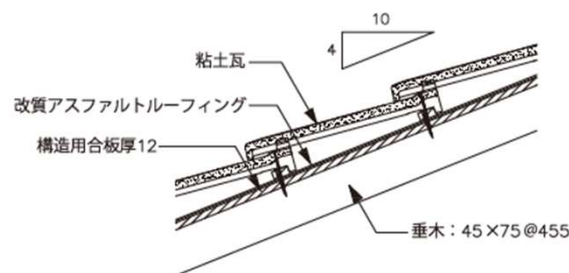
2) 図書別の変更点（構造詳細図）

① 屋根・外壁

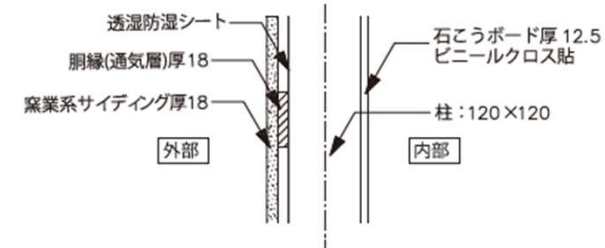
- ・ 屋根葺き材の種別
- ・ 延焼部の外壁断面の構造
- ・ 外壁の材料種別

①

■耐火構造等の構造詳細図（屋根） S=1/10



■耐火構造等の構造詳細図（外壁） S=1/10



② 基礎

- ・ 各部の寸法
- ・ 配筋種別
- ・ 配筋の設置位置、ピッチ

②

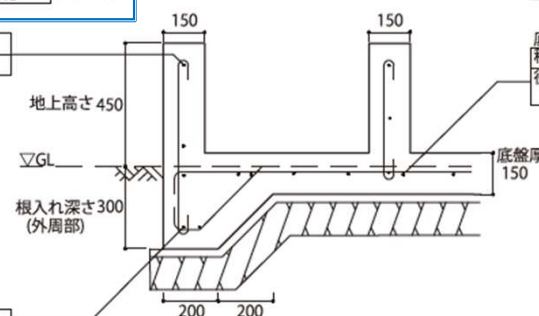
■基礎の仕様 S=1/20

基礎形式 (単位:mm)

立上り上端主筋	
種類	SD295
本数-径	1-D13

せん断補強筋	
種類	SD295
径	D10
本数	1
ピッチ	300
フック	あり

立上り下端主筋	
種類	SD295
本数-径	1-D13



配筋 シングル

底盤補強筋	
種類	SD295
径@ピッチ	D13@300
	D13@300
上段: 長辺方向	
下段: 短辺方向	

確認申請図書の変更概要

2) 図書別の変更点（構造詳細図）

軸組みの構造方法

① 構造用面材との取合い

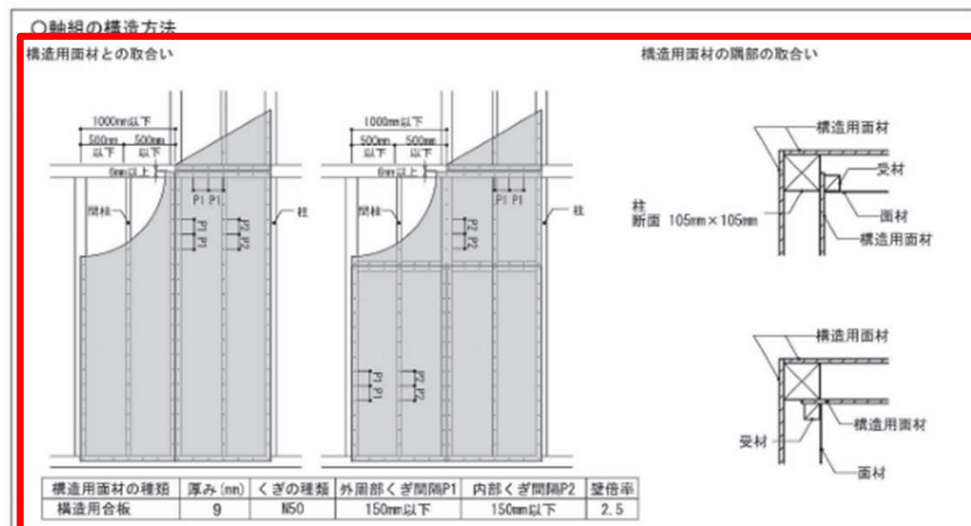
- ・面材種類の厚さ
- ・釘の種類、ピッチ、倍率
- ・端部（入隅）の取合い

② 筋交いととの取合い

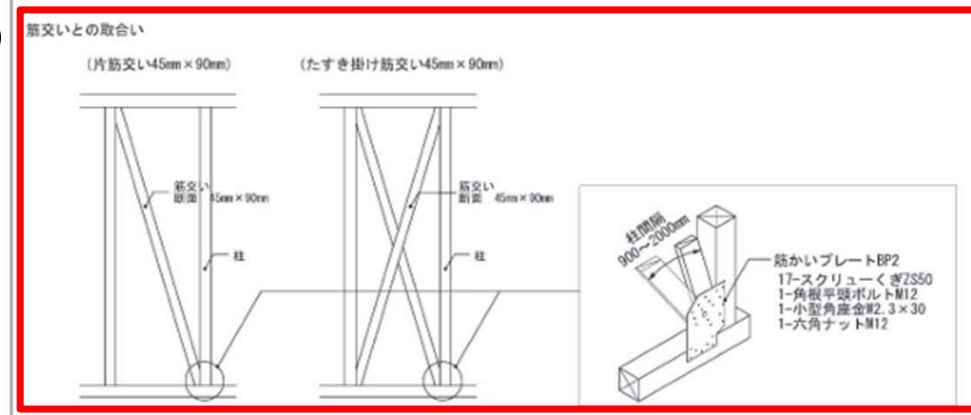
- ・筋交いの断面寸法
- ・仕様、倍率
- ・柱、横架材との取合い

確認申請審査マニュアル P67

①



②



確認申請図書の変更概要

確認申請審査マニュアル P68～70

2) 図書別の変更点（構造詳細図）

継手・仕口の構造方法

■継手及び仕口の構造方法

① 柱と横架材との取合い

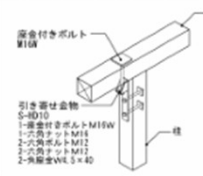
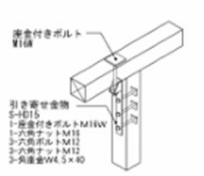
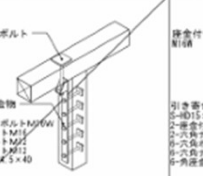
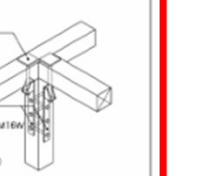
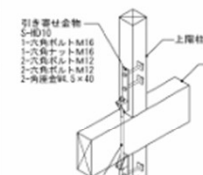
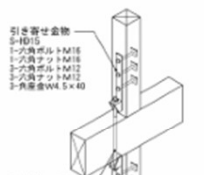
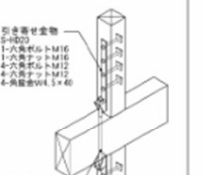
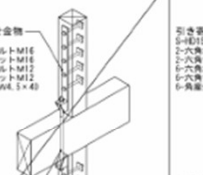
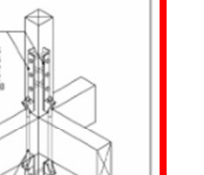
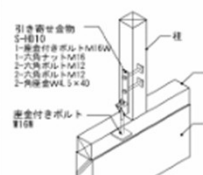
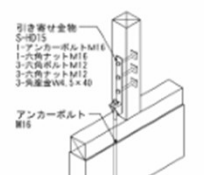
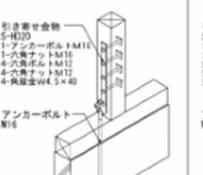
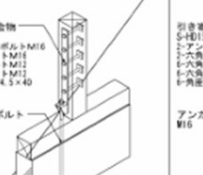
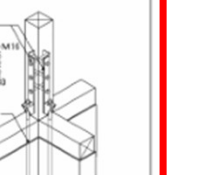
- ・ 柱脚柱頭金物の種類
告示or認定品

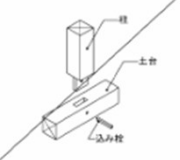
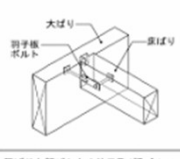
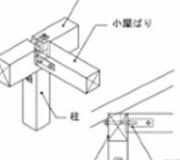
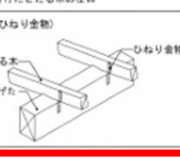
② 横架材同士の仕口

- ・ 仕口の種類
- ・ 金物の種類

③ 軒桁とたる木の仕口

- ・ たる木金物種類

	(ハ) 引き寄せ金物S-HD10	(ト) 引き寄せ金物S-HD15	(モ) 引き寄せ金物S-HD20	(ヤ) 引き寄せ金物S-HD25	(ヨ) 引き寄せ金物S-HD15×2
柱 頭	 引き寄せ金物 S-HD10 1-溶接付金物トM16W 2-六角ボルトトM12 3-六角ナットトM12 4-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD15 1-溶接付金物トM16W 2-六角ボルトトM16 3-六角ナットトM12 4-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD20 1-溶接付金物トM16W 2-六角ボルトトM16 3-六角ナットトM12 4-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD25 1-溶接付金物トM16W 2-六角ボルトトM16 3-六角ナットトM12 4-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD15×2 2-溶接付金物トM16W 2-六角ボルトトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40
上 下 階	 引き寄せ金物 S-HD10 1-六角ボルトトM16 1-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD15 1-六角ボルトトM16 1-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD20 1-六角ボルトトM16 1-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD25 1-六角ボルトトM16 1-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD15×2 2-六角ボルトトM16 2-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40
柱 脚	 引き寄せ金物 S-HD10 1-溶接付金物トM16W 2-六角ボルトトM12 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD15 1-アンカーボルトトM16 1-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD20 1-アンカーボルトトM12 1-六角ナットトM12 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD25 1-アンカーボルトトM16 1-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40	 引き寄せ金物 S-HD15×2 2-アンカーボルトトM16 2-六角ナットトM16 2-六角ナットトM12 2-角金物V4.5×40

柱と土台の仕口 (長手を通し+込み打ち) 
はりの仕口 (大入れあり掛け) 
小入れあり掛け (大入れあり掛け) 
軒桁とたる木の仕口 (ひねり金物) 

確認申請図書の変更概要

確認申請審査マニュアル P58～59

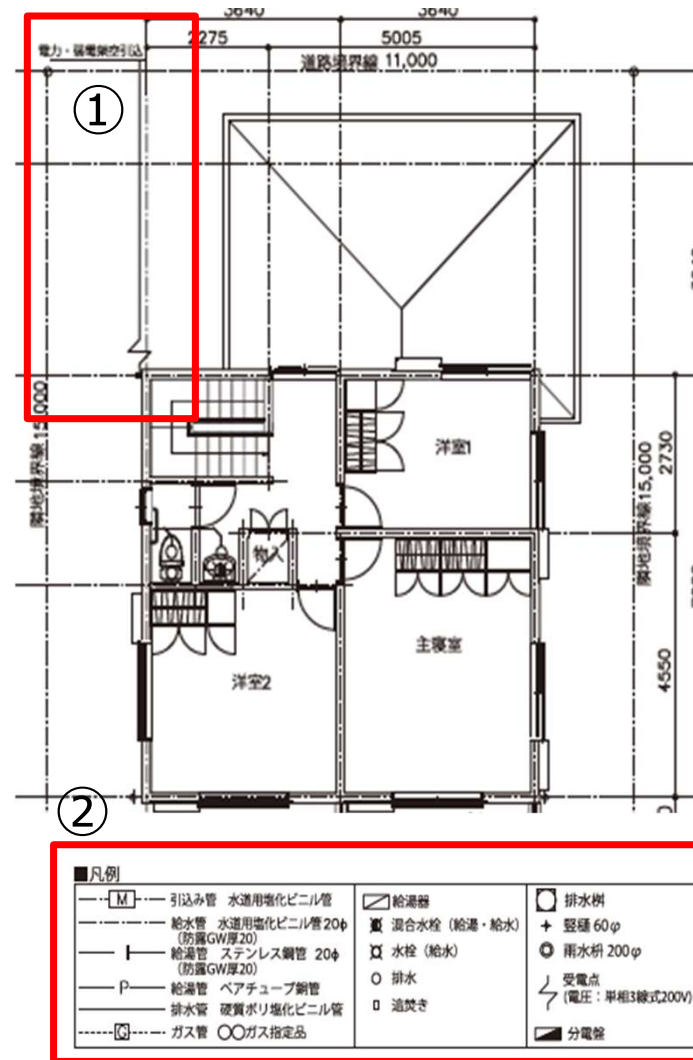
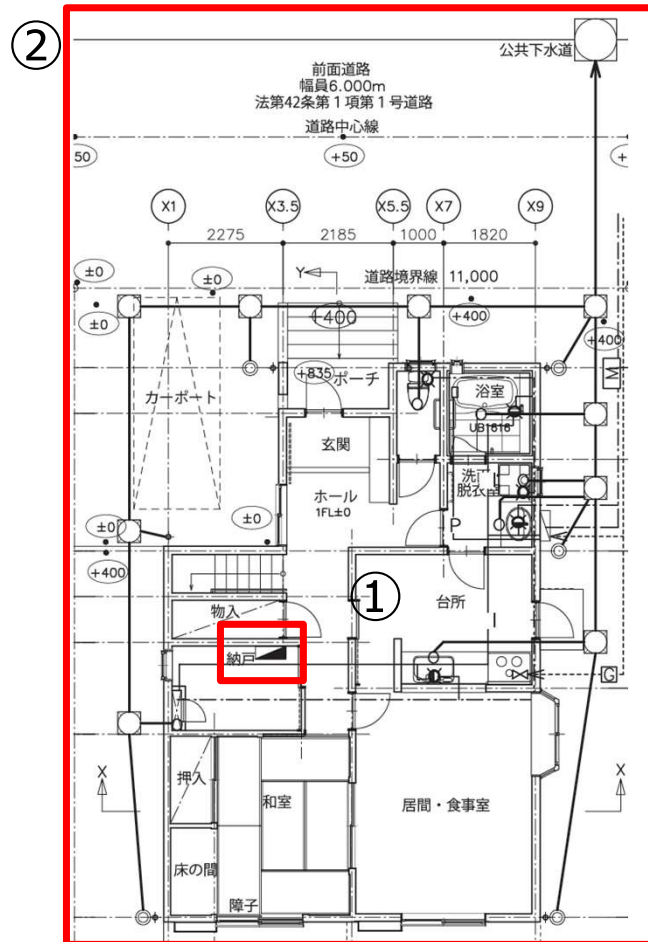
2) 図書別の変更点（給排水衛生・電気設備図）

① 電気設備

- ・電気引き込み線
- ・常用電源
- ・分電盤等の凡例

② 給排水衛生

- ・排水桝の位置
- ・配管設備の種類位置等
- ・トラップの構造



確認申請図書の変更概要

改正法制度説明資料 P29

3) 構造関係規定

現状・改正主旨

- 現行の壁量基準・柱の小径の基準では、「軽い屋根」「重い屋根」の区分に応じて必要壁量・柱の小径を算定。
一方、木造建築物の仕様は多様化しており、この区分では適切に必要な壁量や必要な柱の小径が算定できないおそれ。
- 特に、より高い省エネ性能のニーズが高まる中、断熱性能の向上や階高の引き上げ、トリプルガラスサッシ、太陽光発電設備等が設置される場合には、従来に比べて重量が大きく、地震動等に対する影響に配慮が必要。
- このため、木造建築物の仕様の実況に応じて必要壁量・柱の小径を算定できるよう見直す。
(建築基準法施行令等を改正し、令和7年4月に施行。なお、1年間、現行の壁量基準等を適用可能とする経過措置を設ける。)

壁量基準の見直し(令第46条)

- 仕様の実況に応じた必要壁量の算定方法への見直し
現行: 「軽い屋根」「重い屋根」の区分により必要壁量を算定
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、必要壁量を算定
- 存在壁量に準耐力壁等を考慮可能化
現行: 存在壁量として、耐力壁のみ考慮
⇒ 見直し: 存在壁量として、耐力壁に加え、腰壁、垂れ壁等を考慮可能
- 高耐力壁を使用可能化
現行: 壁倍率は5倍以下まで
⇒ 見直し: 壁倍率は7倍以下まで
- 構造計算による安全性確認の合理化
現行: 構造計算による場合も壁量計算が必要
⇒ 見直し: 構造計算(昭和56年告示1100号6号)による場合は壁量計算は不要

柱の小径の基準の見直し(令第43条)

- 仕様の実況に応じた柱の小径の算定方法への見直し
現行: 階高に対して「軽い屋根」「重い屋根」等の区分に応じて一定の割合を乗じて算定
⇒ 見直し: 建築物の荷重の実態に応じて、算定式により、
 - ・ 柱の小径を算定
 - 又は、
 - ・ 小径別の柱の負担可能な床面積を算定

設計支援ツールの整備

- 住宅の諸元※を入力すれば、必要壁量、柱の小径や柱の負担可能な床面積を容易に算定できる設計支援ツールを整備

※諸元: 階高、床面積、屋根・外壁の仕様、太陽光発電設備等の有無等

(技術的助言にて設計支援ツールを使用可能であることを位置づけ)



確認申請図書の変更概要

改正法制度説明資料 P32

3) 図書別の変更点 (表計算ツール) 必要壁量

<表計算ツール(入力例)>

(2階建て住宅用)

1. 階の床面積に乘ずる数値(単位 cm/m²)

緑色セルを入力

項目	入力欄	入力の注意点等
2階階高 (m)	2.86	2階梁・桁上端～2階床梁上端までの距離
1階階高 (m)	3.00	1階土台上端～2階床梁上端までの距離
標準せん断力係数C ₀	0.2	軟弱地盤の指定がある場合は0.3 (不明な場合は特定行政庁に確認)
2階床面積(m ²)	50	小屋裏面積を含める。
1階床面積(m ²)	50	小屋裏面積を含める。
屋根の仕様	瓦屋根(ふき土無)	ブルダウン選択
外壁の仕様	サイディング	ブルダウン選択
太陽光発電設備等(N/m ²)	あり(260)	太陽光発電設備等の重量を任意入力したい場合は「あり(任意入力)」をブルダウン選択し、右欄(緑)にその重量を入力する。 下記への入力不要です。 設備等の重量 (kg)
天井断熱材(N/m ²)	100 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。 下記への入力不要です。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm)
外壁断熱材(N/m ²)	70 (初期値)	断熱材の密度と厚さを任意入力したい場合は、「任意入力」をブルダウン選択し、右欄(緑)に値を入力する。 下記への入力不要です。 密度(kg/m ³) 厚さ(mm)

入力値の根拠を
図書にも明示すること



←瓦屋根(ふき土無)・スレート屋根・金属板ぶきより選択

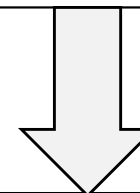
←土塗り壁等・サイディング・金属板張・下見板張より選択

実際に設置する機器重量が決定している場合には、
直接入力も可能。

断熱材については、
天井・外壁それぞれ直接入力も可能。
(天井:1種類 外壁:2種類)

○入力項目

- ・ 階高
- ・ 床面積
- ・ 屋根、外壁仕様
- ・ 太陽光発電
- ・ 断熱材



図面と整合確認

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

出力結果	【階の床面積に乘ずる数値】 (方法①)	1階	2階
		46	28

階の床面積に乘ずる数値が
算出されます。

3) 構造関係規定（表計算ツール）柱の小径

○ 表計算ツールにおいて、柱の小径の算定方法は3つの中から選択可能

＜表計算ツール＞ ※座屈の理論式による

(2階建て住宅用)

① 2-1 算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

2 柱の小径（令第43条第1項）

階	出力結果	
	d_c/l^*	柱の小径(mm以上)
2階	1/31.6	87
1階	1/27.1	106

階高や床面積等の諸元を入力することで
横架材間の距離に対する柱の小径の割合と柱の小径が算出される

算定結果より柱の小径を小さくする場合は、方法2-2、方法2-3を検討

*柱の必要小径 d_c /横架材間距離 l /すぎ、無等級材 ← 無等級材(すぎ)を前提に算出

② 2-2 樹種等を選択し、算定式と有効細長比より柱の小径を求める場合

柱材の種類	入力値			出力結果	
	JAS規格	樹種等	等級等(積層数)	基準強度	柱の小径 (mm以上)
2階	① JAS機械等級区分構造用製材	ひのき	E90	24.6	80
	② 無等級材	すぎ	—	17.7	87
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号()		
1階	① JAS同一等級構成集成材	—	E105-F300(3層)	25.5	97
	② 無等級材	すぎ	—	17.7	106
	③			該当なし	
	④ 国土交通大臣が基準強度の数値を指定した木材		認定番号()		

樹種等を選択することにより柱の小径を算出

- ・JAS機械等級区分構造用製材
 - ・JAS目視等級区分構造用製材
 - ・無等級製材
 - ・JAS同一等級構成集成材
 - ・JAS A種構造用単板積層材
- ※大臣が基準強度の数値を指定した
木材については強度を直接入力

(例) 樹種等を選択することで、方法2-1の算定結果
106mm以上から97mm以上に

試算例(早見表)、表計算ツールは日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。

URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

3) 構造関係規定 (早見表) 必要壁量

＜床面積当たりの必要壁量の試算例(早見表) HP掲載イメージ＞

太陽光パネル設備等「なし」の場合

■計算No. 1～21

各階の階高									2階の床面積／1階の床面積							
仕様① 2F：3.2m以下 1F：3.2m以下		0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100		100/100超え							
		20/100未満	40/100未満	60/100未満	80/100未満	100/100未満	120/100以下									
仕様② 2F：2.9m以下 1F：3.0m以下		0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100		100/100超え							
		20/100未満	40/100未満	60/100未満	80/100未満	100/100未満	120/100以下									
仕様③ 2F：2.8m以下 1F：2.9m以下		0/100超え	20/100以上	40/100以上	60/100以上	80/100以上	100/100		100/100超え							
		20/100未満	40/100未満	60/100未満	80/100未満	100/100未満	120/100以下									

日本住宅・木材技術センターHPにおいて公開しています。
URL: <https://www.howtec.or.jp/publics/index/411/>

該当する条件の
PDFアイコンをクリック

瓦屋根(ふき土無)
サイディング
2階建ての場合

屋根と外壁の仕様		階の床面積に準ずる数値 (cm/m ²)と柱の小径(mm)の早見表				柱の必要小径d _o (mm)					
屋根の仕様	外壁の仕様	令第46条第4項				令第43条第1項、6項					
		平屋	2階建て		平屋		2階建て				
			1階	2階			1階		2階		
							d _o /t*	d _o (mm) 以上	d _o /t*	d _o (mm) 以上	d _o /t*
瓦屋根 (ふき土無)	土塗り壁等	23	51	29	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	モルタル等	22	49	28	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	サイディング	20	44	26	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	金属板張	20	42	25	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
瓦屋根 (ふき土無)	下見板張	19	39	23	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	土塗り壁等	20	48	26	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	モルタル等	19	46	25	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
スレート屋根	サイディング	17	41	22	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	金属板張	17	39	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
スレート屋根	下見板張	16	36	20	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	土塗り壁等	16	44	22	1/32	90	1/24	120	1/31	90	
金属板ぶき	モルタル等	16	42	21	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	サイディング	14	37	18	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	金属板張	13	35	17	1/32	90	1/27	105	1/31	90	
金属板ぶき	下見板張	12	32	16	1/32	90	1/27	105	1/31	90	

*柱の必要小径d_o/建築基準法第11条第1項第2号

4) 省エネ基準について すべての建築物について省エネ基準適合義務化

Point

- 省エネ基準への適合を確認するためには、新3号建築物を除き、エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)を受ける必要があります。
- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為に該当する場合は省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認します。

省エネ性能の評価方法について

➤ エネルギー消費性能適合性判定(省エネ適判)

- ✓ 所管行政庁※又は国土交通大臣の登録を受けた建築物エネルギー消費性能判定機関において判定を受けることができます。
- ✓ 判定を受けた結果、省エネ基準への適合が確認された場合は、適合判定通知書が発行されます。
- ✓ この適合判定通知書(又はその写し)を、建築確認申請を行っている機関等へ提出してください。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域は市町村長、それ以外の区域は都道府県知事

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為(①から③のいずれか。**住宅**に限る。)に該当する場合は、省エネ適判を省略し、建築確認審査と一体的に省エネ基準への適合を確認

- ① 仕様基準※に基づき外皮性能及び一次エネルギー消費性能を評価する住宅
- ② 設計住宅性能評価を受けた住宅の新築
- ③ 長期優良住宅建築等計画の認定又は長期使用構造等の確認を受けた住宅の新築

※平成28年国土交通省告示第266号(省エネ基準)、令和4年国土交通省告示第1106号(誘導基準)

確認申請図書の変更概要

4) 省エネ基準について（仕様基準）仕様表作成ツール（木造戸建住宅）

入力欄

1 断熱材の熱抵抗R

省エネ基準適合

印刷

部位	①断熱部位のチェック	②熱抵抗R入力方法	③断熱工法	④断熱材の種類	⑤熱伝導率λ[W/(m・K)]	⑥厚さ[mm]	⑦熱抵抗・α1計算結果出力R[m ² ・K/W]
屋根							
天井							
壁							
床 外気に接する部分							
床 その他の部分							

3 設備機器の仕様

▲ 下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合、このチェックリストは使用できません。
◎ 暖冷房設備は、暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかをチェックしてください。
◎ 暖冷房設備を設置しない場合は、「設置しない」にチェックしてください。
◎ □を選択してチェックを入れてください

暖冷房設備
右のいずれかを選択

☐ 住戸全体を暖冷房 → ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの
☐ 居室のみを暖冷房
暖房 ☐ パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被覆があるもの
①～③のいずれかを選択
① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】の熱効率87.8%以上のもの
② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】の熱効率82.5%以上のもの
③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限定）
☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
冷房 ☐ ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
☐ 設置しない

換気設備
右のいずれかを選択

☐ 比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合にあっては比消費電力を有効換気量で除した値)が0.3[W/(m³/h)]以下の換気設備
☐ ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が75mm以上で、かつDCモーター(直流)のもの
☐ ダクト式第二種又は第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
☐ 壁付け式第二種又は第三種換気設備のもの
☐ 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】のモード熱効率 77.8% 以上のもの

出力帳票

本造戸建て住宅 仕様表(仕様基準)

基本情報

作成者	省エネ 太郎	記入日	2024年12月12日	会社名	●●●●工務店
事務所登録	●●●●建築士事務所 ●●●●知事登録 ●●●●●●号	建築士番号	●●●●●●●●	大匠登録番号	●●●●●●●●
物件名	●●●●●●	所在地	●●●●市 ●●●●区 ●●●●町 ●●●●		
地域の区分	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●	●●●●

外皮基準:断熱仕様

部位	断熱工法	断熱材		熱抵抗[m ² ・K/W]		備考
		種類	厚さ[mm]	設計値	基準値	
屋根	充填断熱		300	3.0		
天井						
壁						
床	外気に接する部分					
	その他の部分					
土間床等の外周部分の基礎壁	外気に接する部分					
	その他の部分					

外皮基準:窓

部位・地域・窓の設置場所	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様	日射取得/日射遮蔽	熱貫流率[W/(m ² ・K)]		日射取得率[-]	
					設計値	基準値	設計値	基準値
窓 1～4地域								
5～8地域								

外皮基準:ドア

部位	枠の仕様	戸の仕様	ガラスの仕様・中空層の仕様	熱貫流率[W/(m ² ・K)]	
				設計値	基準値
ドア					

一次エネルギー消費量基準:設備仕様

設備の種類	設備機器の仕様			
暖房設備	暖房方式		種類等	
冷房設備	冷房方式		種類等	
換気設備	換気方式等			
給湯設備	機器の種類、効率			
照明設備	照明設備の種類			

一般財団法人
宮城県建築住宅センター

18

確認申請図書の変更概要

4) 省エネ基準について（仕様基準）

仕様表 木造戸建て住宅(仕様基準)

建築物省エネ法第10条に基づく省エネ基準適合義務に関する事項

Ver. 1.1

基本情報

申請する建築士名		記入日		会社名	
事務所登録		建築士番号		物件名	
地域の区分	4地域	建設地	古城県 亘理町		

① 外皮基準:断熱仕様

部位	断熱工法	断熱材		熱抵抗(m ² ・K/W)		備考
		種類	厚さ[mm]	設計値	基準値	
屋根	軸組充填	取付け硬質ウレタンフォーム A種1	160	4.7	4.6	-
天井	-	-	-	-	-	該当部位なし
壁	軸組充填	-	-	2.6	2.2	-
床	外気に接する部分	軸組充填	-	4.6	3.3	フォームライトSL-100 A0.16/0.0343=4.66
	その他の部分	-	-	-	-	該当部位なし
土間床等の 外用部分の 基礎壁	外気に接する部分	-	-	3.4	1.7	A0.12/0.0343=3.49
	その他の部分	-	-	-	-	該当部位なし

外皮基準:窓

部位・地域・窓の設置場所	建具の仕様	ガラスの仕様	中空層の仕様	日射取得 /日射遮蔽		熱貫流率[W/(m ² ・K)]		日射熱取得率[%]		備考
				設計値	基準値	設計値	基準値			
窓 1～4 地域	樹脂製建具又は木製建具	二層複層ガラス Low-E	ガスの封入されている 8 mm未満	-	2.9	3.5	-	-	-	-
	有効なひびき、軒等がある所に設置する窓	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	有効なひびき、軒等がない所に設置する窓	熱貫流率Uが最大	-	-	-	-	-	-	-	-
窓 5～8 地域	熱貫流率Uが最大	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日射熱取得率η _g が最大	-	-	-	-	-	-	-	-	-

外皮基準:ドア

部位	枠の仕様	戸の仕様	ガラスの仕様・中空層の仕様	熱貫流率[W/(m ² ・K)]		備考
				設計値	基準値	
ドア	金属製断熱構造	金属製断熱フラッシュ構造トア内ガラスなし	-	1.6	3.5	-

一次エネルギー消費量基準:設備仕様

設備の種類	設備の仕様	設備の仕様	備考
暖房設備	暖房方式	居室のみを暖房	設備仕様 【主たる居室】ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの 【その他の居室】ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
冷房設備	冷房方式	居室のみを冷房	設備仕様 【主たる居室】ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの 【その他の居室】ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が(イ)又は(ロ)のもの
換気設備	換気方式等	比消費電力(熱交換換気設備を採用する場合にあっては比消費電力を有効換気量で除した値)が0.3[W/(m ³ /h)]以下の換気設備	
給湯設備	機器の種類、効率	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート)のJIS効率が3.5以上(1地域)、3.2以上(2地域)、3.0以上(3地域)、2.9以上(4地域)以上のもの	
照明設備	照明設備の種類	非居室の全ての照明に、LED又は重光灯を設置している	

②

暖房設備

冷房設備

換気設備

給湯設備

照明設備

①

・ 地域区分の確認

・ 外皮基準の入力
(断熱材、窓、ドア)

断熱材を直接入力する場合は
熱伝導率が分かる資料を添付

CHECK

②

・ 一次エネ消費量基準の入力
(冷暖房、換気、給湯、照明)

各機器の仕様（性能）が分かる
資料を添付

CHECK

よくある質問

よくある質問

項目	質問	回答
1	法改正前に確認済証を交付し、着工が改正後になった場合の手続きを確認したい。	改正後の構造関係規定及び省エネ基準の法適合確認が必要となるため、図書の追加提出が必要となります。
2	改正法施行日前に着工した物件で、計画変更が施行日以後となった場合は、改正後の規定が適用されるのか。	着工日が令和7年4月1日以降になった場合のみ、改正後の規定が適用となります。
3	仕様規定の範囲で構造安全性を確認する建築物の審査に「地盤調査結果報告書」の添付は必要か。	「基礎・地盤調査説明書」が必要となり、以下2つの方法で地耐力を設定する必要があります。 ①スクリーウエイト貫入試験により地耐力を設定 ②地盤の種類を確認して地耐力を設定（令93条ただし書き）
4	確認申請図書の壁量判定において、「表計算ツール」を用いた場合、添付が必要か確認したい。	壁量等が適切かの確認を円滑なものとするために添付をお願いいたします。

よくある質問

項目	質問	回答
5	仕様基準で省エネを適合させる計画の場合、提出書類について何が必要か。	原則、以下の書類が必要になりますのでご用意ください。 ①省エネに関する仕様表 （仕様基準の適合を確認できるもの） ②評価した設備等の仕様を確認できるカタログ等 例） ・断熱材の熱伝導率 ・換気設備の比消費電力の根拠 ・エアコンの区分が分かるもの（い、ろ）
6	完了検査時の確認書類として工事写真がありますが、撮影すべき箇所について確認したい。	対象建築物の工事が確認に要した図書のとおり実施されたものであるかを確かめるため、地業工事、基礎工事の写真に耐力壁、金物等の隠蔽部を加えたものを想定しています。 ※中間検査時に現地確認を行った箇所は不要です。

よくある質問

項目	質問	回答
7	新2号建築物の検査において、指定建築材料（基準法第37条）に定められた木材、鉄筋、コンクリート等の仕様、性能はどのように確認するのか。	指定建築材料に定める各部材について、JIS及びJAS規格の確認が出来る納品書等の提出若しくは同規格を確認できる写真の提出又は工事監理者等へのヒアリングによる確認方法が考えられます。 なお、県が指定する対象建築物（木造以外の地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が500㎡超の特殊建築物等）はコンクリート工事施工状況・施工結果報告書の提出が義務付けられています。

お知らせ

盛土規制法の手続きについて



宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等の規定に適合していることを証する書面

調査者(設計者) 資格 建築士()第 号
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項等の規定に適合していることを証する書面

調査者(設計者) 資格 建築士()第 号
氏名

建築確認申請を行うにあたり、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項の規定の適合性について、以下の判定フローにより確認しました。

申請者氏名		敷地面積	m ²
敷地の地名地番			

<盛土規制法適合性 判定フロー> (□は該当するものに印)

土地の形状の変更(盛土・切土)を行う計画か □いいえ

□はい

公共施設用地での工事か(別紙参照) □はい

□いいえ

災害の発生のおそれがないと認められる工事か(別紙参照) □はい

□いいえ

工事は、以下の①～⑤のいずれかに該当するか
<土地の形状の変更(盛土・切土)>

① 盛土で高さが2m超の崖(※1)を生じる
② 切土で高さが5m超の崖(※1)を生じる
盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖(※1)を生じる(①、②を除く)
盛土で高さが5m超となる(①、③を除く)
⑤ 盛土又は切土をする地盤の標高差(鉛直方向の厚さ)が30cmを超える土地の面積の合計が3,000m²超となる(①～④を除く)

□はい

都市計画法の開発許可が必要な計画か

□はい

□いいえ

ケース1
許可申請が必要(※2)
盛土規制法による中間検査・

工事は、以下の⑥～⑩のいずれかに該当するか
<土地の形状の変更(盛土・切土)>

⑥ 盛土で高さが1m超の崖(※1)を生じる
⑦ 切土で高さが2m超の崖(※1)を生じる
⑧ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖(※1)を生じる(⑥、⑦を除く)
⑨ 盛土で高さが2m超となる(⑥、⑧を除く)
⑩ 切土で高さが2m超となる(⑦、⑧を除く)

□いいえ

当センターHP
よりダウンロード
できます

■ 令和7年5月23日に盛土規制法に基づく規制区域が指定されました。宅地造成等工事規制区域or特定盛土等規制区域に指定。

■ 規制区域は宮城県、仙台市HPで確認できます。

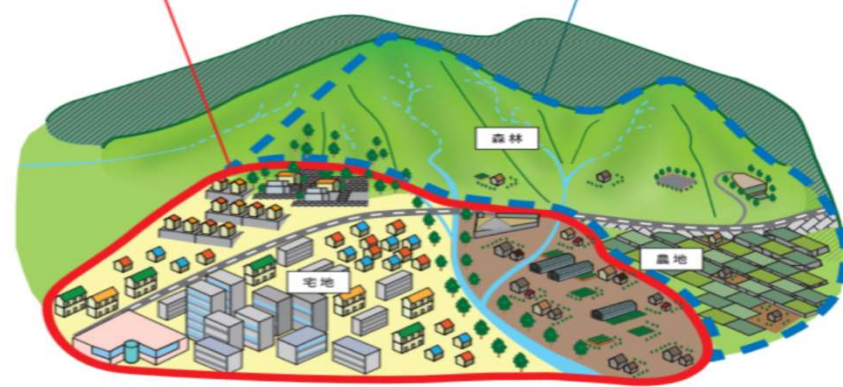
■ 確認申請に「盛土規制法の規定に適合していることを証する書面」を添付してください。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



ご清聴ありがとうございました



一般財団法人

宮城県建築住宅センター